

準天頂衛星に関するプロジェクトチームの運営について

平成 22 年 9 月 7 日
準天頂衛星に関するプロジェクトチーム座長決定

「準天頂衛星に関するプロジェクトチームの設置について」（平成 22 年 8 月 27 日宇宙開発戦略本部長決定）第 7 項に基づき、準天頂衛星に関するプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. 議事について

プロジェクトチームの会合は、原則として、非公開とする。

2. 議事要旨について

プロジェクトチームの議事要旨は、原則として、会合終了後、速やかに公開する。

3. 配付資料について

会合における配付資料は、原則として、会合終了後、速やかに公開する。ただし、座長が特に必要と認めるときに限り、資料の全部又は一部を公開しないものとするができる。

4. その他

前各号に掲げるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、座長が定める。